

私たちにとって理想の共生社会とは ～手話関連推進施策法をめざして～

2023年11月15日

一般財団法人 全日本ろうあ連盟
理事長 石野富志三郎



障害者権利条約批准と国内法整備から手話言語法の制定へ

2006年12月 国連採択

第2条 手話=言語

第9条 手話通訳

第21条 意思疎通
(自由とアクセス)

第22条 意思疎通
(プライバシー)

第24条 教育

第30条 文化
(手話 ろう文化)

2022年9月9日国連の障害者権利
委員会が日本政府に勧告
「手話言語を国レベルの公用語として
法律で認めよ！」

日本政府 署名
(2007年9月)

日本政府 批准
(2014年1月)

国内法の整備

改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法等

手話言語法



情報・コミュニケーション法

多様なコミュニケーション・豊かな言語社会へ

116万の想い届け！

「障害者情報アクセシビリティ・
コミュニケーション施策推進法」は
歴史的に大きな意義のある新法といえよう

2010年8月～2011年9月

当連盟は5団体とともに「**情報・コミュニケーションは生きる権利**」であることを訴えるために、パンフ普及と署名活動を全国で展開してきた。

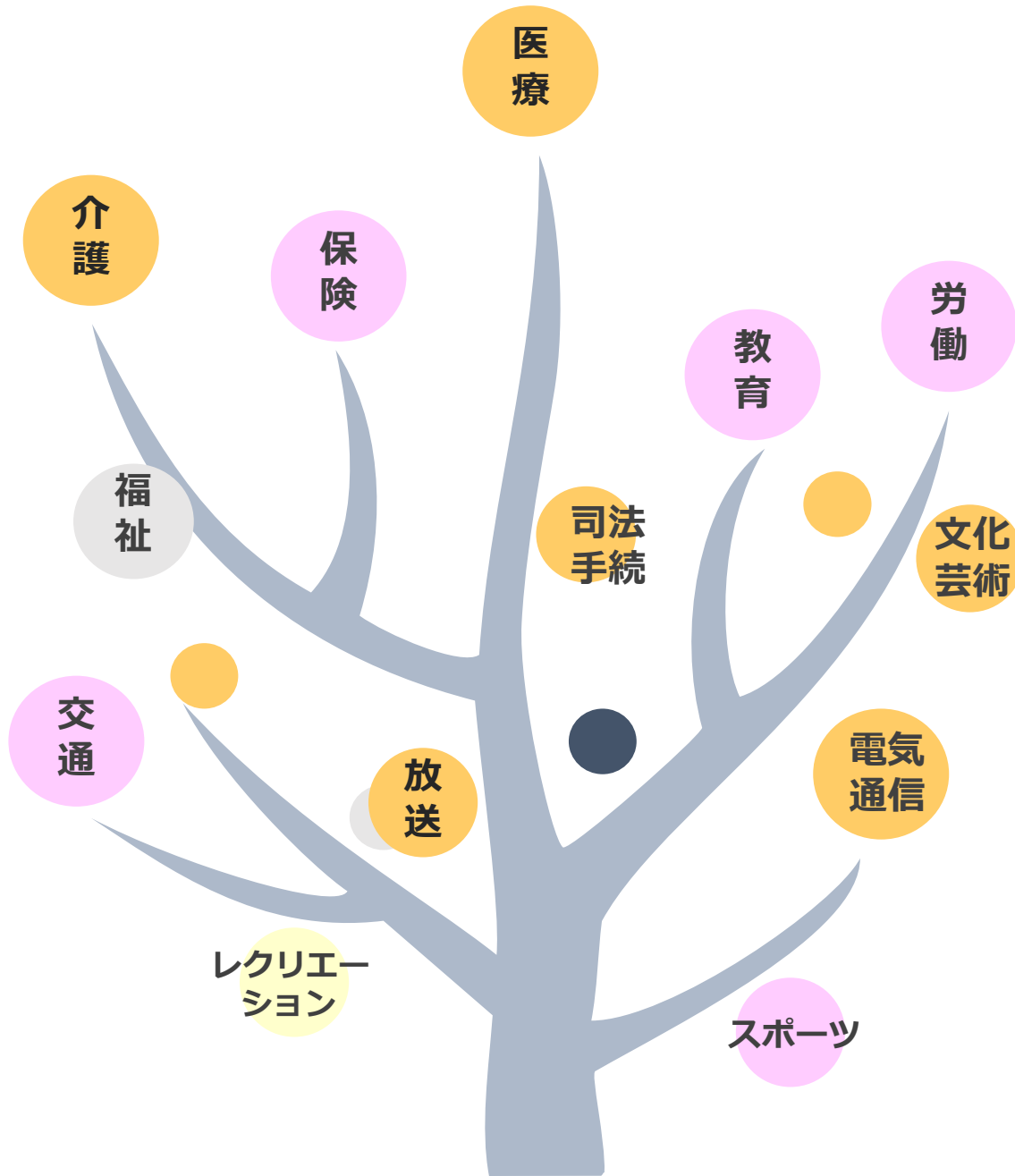


法成立後の取り組み

この法律は、障害児者関連の施策に大きな影響を与えるものであり、今後、13分野（同法第13条）でのアクセシビリティ・コミュニケーションの向上が一層推進されることを期待しています。

特に①障害当事者の意見を聞くこと（第8条）②協議の場に当事者参画の仕組みが入ったこと（第11条）③国、地方自治体は具体的施策を講じること（第13条）④法制上や予算上の措置（第10条）がついたことは大きい。今後、国、地方自治体等に働きかけていくことが重要。

この法成立の際、衆議院では「附帯決議」（五項目）が付されました。



国連・手話
言語の国際
デーは
9月23日



全国手話言語市区長会で挨拶する会長の富士見市長

手話を広める知事の会・47道都府県加盟
全国手話言語市区長会・636市区、13町村加盟
(2023年10月31日現在、会費制)

拡がる 手話言語！



手話言語条例成立地方自治体東京
36道府県/19区/348市/98町/5村
計506自治体 (2023年11月10日現在)

東京都庁



手話言語条例の普及⇒共生社会 新しい戦略が必要

- キッズ向けの手話検定
- Eラーニング分野の開発
- Web・Internet活用

鳥取県教育委員会が子ども用検定
「手話チャレ」スタート



※ネットワーク上で教材を配信したり学習管理をするためのプラットフォーム

条例の形骸化を防ぐためにプラン立案が必要（実践例）

＜市町レベル＞

- ①豊中市（大阪）「手話言語アクションプラン」
 - ②真庭市（岡山）「手話言語施策ロードマップ」
 - ③穴栗（しろう）市（兵庫）「手話施策推進方針アクションプラン」
 - ④市川三郷町（いちかわみさと）町（山梨）「手話施策推進計画」
- ※大津市（滋賀）も「大津市手話言語施策プラン」（仮称）検討

＜県レベル＞

神奈川県は2022年～2026年「神奈川県手話推進計画」を策定
他に沖縄県、鳥取県、三重県、群馬県等も策定

私たちは何を求めるか手話関連施策の立法化

- 手話が音声言語と対等の言語であることの明記。
- 「手話の獲得」を定義 手話の日を手話言語の国際デーと同じ日に。
- ろう児が第一言語として手話を獲得するための機会保障を明記また家族への相談支援も明記。
- 国と都道府県・市町村に「手話基本計画」「手話施策推進計画」の策定義務化。

2年後のデフリンピック 2025東京開催に向け 始動！



全日本ろうあ連盟
デフリンピック運営委員会



台北デフリンピック開会式(2009年)